○経済産業省告示第百四十一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年六月三十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
103880	浜屋　義幸
107184	植松　弘喜
107234	川越　隆史
208950	原田　晋吾
209454	三井　剛郎
210432	南橋　正実
211610	鳥海　孝
214625	奥平　公久
215018	大下　晋一
301506	冨島　正雄
402952	萩井　好次

○経済産業省告示第百四十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十七年六月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年六月三十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
105243	金澤　昭人
107218	内海　正司
207735	賀畠　誉和
209450	牧瀬　秀洋
209498	驛　道雄
210554	山口　秀樹
211740	岡山　千草
214965	西風　徹
300270	洲﨑　章弘
402934	杉山　英彦
407926	吉川　陽

○国土交通省告示第八百十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、さいたま都市計画事業岩槻南部新和西特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年六月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十七年七月一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻四千百二十四番地　独立行政法人都市再生機構埼玉中央業務事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第八百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年六月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十七年七月一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻四千百二十四番地　独立行政法人都市再生機構埼玉中央業務事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第八百十五号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「〇・七パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十七年六月十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○環境省告示第九十五号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年六月三十日

環境大臣　望月　義夫

表中「S－6－クロロ－2，3－ジヒドロ－2－オキソベンズオキサゾール－3－イルメチルO，O－ジエチルホスホロジチオエート（別名ホサロン）」を「S－6－クロロ－2，3－ジヒドロ－2－オキソベンズオキサゾール－3－イルメチル＝O，O－ジエチル＝ホスホロジチオエート（別名ホサロン）」に改める。

表（5RS）－5－［（2，6－ジフルオロベンジルオキシ）メチル］－4，5－ジヒドロ－5－メチル－3－（3－メチル－2－チエニル）－1，2－オキサゾール（別名メチオゾリン）の項の次に次のように加える。

（±）－2－（2，4－ジクロロフェニル）－3－（1H－1，2，4－トリアゾール－1－イル）プロピル＝1，1，2，2－テトラフルオロエチル＝エーテル（別名テトラコナゾール）	280μg／1
メチル＝（2E）－3－メトキシ－2－｛2－［6－（トリフルオロメチル）－2－ピリジルオキシメチル］フェニル｝アクリラート（別名ピコキシストロビン）	2.2μg／1
亜鉛＝プロピレンビス（ジチオカルバマート）（別名プロピネブ）	21μg／1

○環境省告示第九十六号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年六月三十日

環境大臣　望月　義夫

表N－ブチル－N－エチル－α，α，α－トリフルオロ－2，6－ジニトロ－p－トルイジン（別名ベンフルラリン又はベスロジン）の項の次に次のように加える。

1L－1，3，4／2，5，6－1－デオキシ－2，3，4，5，6－ペンタヒドロキシシクロヘキシル＝2－アミノ－2，3，4，6－テトラデオキシ－4－（α－イミノグリシノ）－α－D－*arabino*－ヘキソピラノシド＝ヒドロクロリド＝ヒドラート（別名カスガマイシン－塩酸塩又はカスガマイシン）	1L－1，3，4／2，5，6－1－デオキシ－2，3，4，5，6－ペンタヒドロキシシクロヘキシル＝2－アミノ－2，3，4，6－テトラデオキシ－4－（α－イミノグリシノ）－α－D－*arabino*－ヘキソピラノシド（別名カスガマイシン（遊離塩基））として0.25mg／1
2，4’－ジフルオロ－2－（α，α，α－トリフルオロ－*m*－トリルオキシ）ニコチンアニリド（別名ジフルフェニカン）	0.61mg／1
1－（3，5－ジクロロ－2，4－ジフルオロフェニル）－3－（2，6－ジフルオロベンゾイル）尿素（別名テフルベンズロン）	0.026mg／1